

入札公告

寄宿舍給食業務に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

福島県立小名浜海星高等学校長 星 輝光

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和 7 年度寄宿舍給食業務委託 一式
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福島県立小名浜海星高等学校 創水寮

2 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 過去 5 年間に仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ確実に履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札者に必要な資格の確認

入札説明書による

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 令和 7 年 3 月 4 日（火）から 3 月 13 日（木）までの（土曜日・日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 配布場所 5 の（1）に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合には、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙が入る大きさで 270 円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、5 の（1）に掲げる場所まで請求すること。なお、令和 7 年 3 月 13 日（木）必着とする。

5 入札書の提出場所等

(1) 問い合わせ先

〒970-0316 いわき市小名浜下神白字武城23
福島県立小名浜海星高等学校 本校舎 事務室
電話 0246-53-3465

(2) 入札及び開札の日時

令和7年3月27日(木) 午前10時30分

(3) 入札及び開札の場所

福島県立小名浜海星高等学校 本校舎 小会議室

(4) その他

郵便による入札は認めない。

6 入札書の提出方法

入札説明書による。

7 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(2)及び(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は入札参加資格確認通知書(入札者が本書又は写しを持参すること)により確認を受けるものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示して確認を受けること。

(4) 開札は、入札者及びその代理人に立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合は、入札執行に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(5) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札をする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再々度入札に付することができる。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立小名浜海星高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を不正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

2の入札者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

1.3 その他

その他詳細は、入札説明書による。

1.4 契約の成立

本契約は令和7年度予算について、議会の承認を得たときに有効となる。議会の議決が得られなかったときは、原則として契約は締結されなかったものとし、このことにより落札者に損害が生じた場合においても県は一切その賠償の責めを負わないこととする。